

なかよし広場

町では、だいじなお子様の健やかな育ちと、保護者の皆様の子育てを支える一助として、次のとおり「なかよし広場」を開催します。ぜひご参加ください。

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子様と保護者

内容 季節ならではの遊び、紙芝居やエプロンシアターなど

その他 地域の同年齢の友達と触れ合えます。

子育て中の保護者同士、お子様について語り合える場です。

職員に子育ての悩みや不安について相談できます。

日時・場所

会場	日付	時間
西幼稚園	6月5日(木)	10時～11時

※開始時間15分前から受付します。時間内であれば、途中参加も可能です。

※実施内容の詳細については、園にお問合せください。

☎ 西幼稚園 ☎ (33) 3223

令和5年度決算の財務書類を作成しました

町では、現金のやりとりを重視する会計を採用していますが、現金以外の債務や資産等についての財政状況の開示を目的として、企業会計と同様の財務書類を例年作成しています。

この度、令和5年度決算分を作成しました。財務書類は町ホームページ(右記QRコード)にて、ご覧いただけます。

☎ 総合政策課 財政担当 内線272



農用地区域からの除外申出について

農業振興地域内における農用地区域内の農地を農地以外の目的で利用する場合、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

農地を転用する予定がある方は、次の受付期間内に除外申出をしてください。

なお、農地転用・開発許可などの許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など除外に関する各要件を満たす必要があります。

受付期間 6月2日(月)～6月6日(金)

受付場所 役場本庁舎1階 産業振興課 窓口

☎ 産業振興課 基盤整備担当 内線323

令和7年4月から、二輪車についても車検時の納税証明書が原則不要になりました

これまでは、軽三輪・軽四輪に限り、車検時に必要な納付情報を軽自動車検査協会が軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)によりオンラインで確認できるようになっていましたが、令和7年4月からは車検が必要な小型二輪についてもオンラインで確認できるようになりました。

ただし、次の場合は、納税証明書が必要となります。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・中古車購入直後の場合
- ・他の市町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去に未納がある場合

※納付後、すぐに車検を受けたい場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。

※小型二輪を所有している方が口座振替で納付された場合、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)を送付していますが、令和8年度以降、送付を廃止します。

☎ 税務課 収納担当 内線240・244

ファミリーバドミントン交流大会2025

ラケットが短く、シャトルの先がやわらかいボールになっています。初心者でも楽しめますので、ぜひご参加ください。

日時 6月22日(日) 8時30分開会(受付8時20分～)

場所 杉戸小学校体育館

内容 3人対3人のチーム戦

費用 500円／1人(保険料含む)

募集 1チーム4～5名編成(小学生以上)

※チームが小・中学生のみの場合は保護者の引率が必要。

主催 杉戸町スポーツ推進委員連絡協議会

申込期間 5月16日(金)～6月12日(木)

申込方法 申込書と参加費を、社会教育課窓口へ持参。申込書は窓口で配布のほか、町ホームページ(右記QRコード)に掲載しています。



ファミリーバドミントン無料体験練習会

毎週土曜日、杉戸小学校体育館で杉戸町スポーツ推進委員が指導。個人でも参加できます。

☎・☎ 社会教育課 スポーツ振興担当 内線493

ココティすぎと臨時休館のお知らせ

6月1日(日)は施設メンテナンスのため臨時休館となります。

○杉戸町コミュニティセンター ☎ ☎ (53) 7400

医療費通知の発送時期が変わります

これまで国民健康保険では2か月に一回世帯主あてに医療費通知を送付していましたが、今後は下記のとおり変更になります。

なお、マイナポータルで本人の医療費情報が確認できます。

発送時期	対象診療月
1月下旬から2月上旬	1月から10月
3月下旬から4月上旬	11月、12月

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線252・454

戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページ(右記QRコード)でご案内しています。



☎ 町民課 住民・戸籍担当 内線256

一日人権特設相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け人権に関する啓発や相談などを行っています。地域の中で人権侵害が起こらないように見守り、人権を擁護するために日々活動しています。

「人権擁護委員の日」の関連行事として、人権に関する「一日特設相談所」を開設します。この機会にお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

日時 6月2日(月) 10時～12時、13時～15時

場所 役場第2庁舎2階 第1・2会議室

担当 人権擁護委員

☎ 人権・男女共同参画推進課 内線217

町からの情報はコチラ

すぎとひろば



杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲

軽自動車税の新規減免申請受付

次の対象に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税減免の申請ができます。減免を申請される方は、期限までに手続きをしてください。

現在、減免を受けている方で減免事項に変更がない方は自動継続となりますので手続きは不要です。

対象 身体もしくは精神に障がい等がある方(家族を含む)が所有する軽自動車で、通院・通学・通所または生業のために使用する車両

※障がいの内容により、減免できない場合があります。

申請期限 6月2日(月)

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- ・軽自動車税納税通知書
- ・運転する方の運転免許証
- ・自動車検査証
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳

個人の場合(①・②のどちらか)

①納税義務者の個人番号(マイナンバー)カード

②納税義務者の個人番号(マイナンバー)通知カードおよび本人確認ができるもの(運転免許証など)

法人の場合 法人番号が確認できるもの

※自動車税(県税)の減免を受けている方は対象外です。

☎・☎ 税務課 町民税担当 内線242・243・436

令和7年度後期高齢者医療に係る医療費通知の発送回数が変更となります

令和7年度より後期高齢者医療に係る医療費通知の発送回数が年1回(2月)となり、封書でのご提供となります。

お知らせする診療年月は令和6年11月から令和7年10月となるため、令和7年分の医療費控除の資料として医療費通知を利用される場合、11月と12月診療分は医療機関等から発行される領収書をご利用ください。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用により、マイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。前々月診療分までの情報が閲覧可能となっておりますので、ぜひご利用ください。

☎ 町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

